

令和3年5月12日

保護者の皆様

名城大学附属高等学校  
校長 伊藤 憲人

## 緊急事態宣言の発出を受けて（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、愛知県に新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言が発出されます。昨年とは異なり、学校への休業要請はありません。よって、文部科学省、愛知県のガイドラインに従い、感染防止対策を講じながら、学校は通常の運営を行います。

つきましては、緊急事態宣言の発出を受け、下記のように対応をいたしますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 記

- 1 期間 令和3年5月12日（水）から緊急事態宣言が解除されるまで。
- 2 登校  
次の場合は、感染拡大防止のため登校を見合わせてください。出席停止になり、欠席にはなりません。また、生徒本人、同居家族が濃厚接触者になった場合は、検査で当該者の陰性が判明し、自宅待機期間が終了するまで登校を控えてください。
  - （1）生徒本人、同居家族が感染者または濃厚接触者になった場合。
  - （2）生徒本人、同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合。
- 3 学校生活
  - （1）登下校中も含め、校内では、原則マスク着用指導の強化。
  - （2）教室、校舎内の換気の更なる徹底。
  - （3）昼食時の対面着席の禁止。
- 4 部活動
  - （1）他校等との練習試合及び合同練習の自粛。
- 5 その他  
緊急事態宣言解除後は、出席停止の取扱い、部活動については、従前の在り方に戻します。

以上